

一般社団法人 東京都トラック協会 海上コンテナ専門部会規約

昭和48年7月19日	実施
昭和55年5月20日	一部改正 (特別負担金)
昭和56年6月23日	〃 (部会の構成)
昭和57年7月13日	〃 (監事に関する規定)
昭和59年6月15日	〃 (顧問および相談役の新設)
昭和63年6月1日	〃 (東ト協部会・専門部会規程実施)
平成3年6月10日	〃 (部会の構成)
平成9年6月12日	〃 (役員に関する規定)
平成14年9月9日	〃 (事業、役員、会議、専門委員会、会費規定)
平成23年5月31日	〃 (入会、退会、除名、権利の喪失に関する規定の新設)
平成25年6月10日	〃 (東ト協の一般社団法人移行)
平成30年6月6日	〃 (役員会に関する規定)
令和5年6月13日	〃 (役員、役員の職務、専門委員会)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会海上コンテナ専門部会と称する。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会定款第5章ならびに専門部会規程にもとづき、国際海上コンテナ関係運送事業の健全な発展を図るため必要な諸事項に対処し、もって産業経済の発展と公共の福祉増進に寄与するとともに部会員相互の協調親睦を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会の会員にして「一般貨物自動車運送事業運賃料金(国際大形海上コンテナを運送する場合に限る)」の届出をしている事業者をもって構成する。但し、部会長が必要と認めたときは、一般社団法人東京都トラック協会の会員でなくても、関東運輸局管内のトラック協会の会員で、かつ、所属するトラック協会内に海上コンテナ陸上輸送事業者に係る組織がない場合は、当該組織が設立されるまでの間、本会に参加することができるものとする。

(入会)

第4条 本会の部会員になろうとする者は、次の各書類を部会長に提出しなければならない。

- 一 入会届
- 二 貨物自動車運送事業許可を得ていることを証する書類
- 三 会社概要
- 四 営業所及び車庫の位置が把握できる図面
- 五 本会の部会員による推薦状

(会費等)

第5条 部会員は、会費を納入しなければならない。

2. 新たに本会に入会する者は、所定の入会金を納入しなければならない。
3. 会費の額については、総会の議決を経て別に定める。
4. 本会の運営上特に必要であると部会長が認めたときは、臨時会費を徴収することができる。
5. 既に納入された会費等については、返納しないものとする。

(退会)

第6条 部会員は、本会を退会しようとするときは、退会届を部会長に提出しなければならない。

2. 部会員が、1年以上会費を滞納したとき、または破産宣告を受けたときは、本会を退会したものとみなす。

(除名)

第7条 部会員が一般社団法人東京都トラック協会定款第10条に基づき同協会を除名されたときは、本会から除名する。

(権利の喪失)

第8条 第6条及び前条の規定により本会を退会し、または本会から除名された者は、本会の部会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費等その他本会の資産について、何らの請求もすることができない。

第2章 事 業

(事業)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 海上コンテナ運送事業にかかわる調査・研究および情報の交換
- 二 適正運賃の収受ならびに運賃制度の調査・研究に関する事項
- 三 輸送秩序の確立に関する事項
- 四 事故防止を含めた海コン輸送の円滑化ならびに関係法規の研究
- 五 関係官庁および関係団体との協議連絡に関する事項
- 六 その他海上コンテナ運送に関連付帯する一切の事項

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

部会長	1名
副部会長	5名以内
業務委員長	1名
幹事	10名以内
監事	2名以内

(役員職務)

- 第11条 部会長は、本会を代表し、会の運営を統理する。
2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、これを代理する。
 3. 業務委員長は、業務委員会の運営を統理し、部会長を補佐する。
 4. 幹事は、役員会において必要事項を討議し、本会の運営にあたる。
 5. 監事は、本会の業務および資産の状況を監査する。

(役員選任および任期)

- 第12条 第10条に定める本会の役員については、役員会の議決を経た上で、総会において部会員の中から選任する。
2. 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
 3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問および相談役)

第13条 本会の運営上特に必要であると部会長が認めるときは、役員会及び総会の議決を経た上で、顧問および相談役を委嘱することができる。但し、任期は役員任期に準ずる。

第4章 会 議

(会議)

第14条 会議は、総会、全体会議、正副部会長会および役員会とする。

2. 前項に定める各会議は部会長が招集し、議長には部会長があたる。

3. 本会の運営上、第1項に定める会議以外の会議の開催が必要であると部会長が認めたときは、原則として会議の目的、日時および場所を示した書面をもって開催日の7日前までに通知しなければならない。但し、会議の開催が急を要する場合は、この限りでない。

(総会)

第15条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、原則として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3. 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(総会の議決事項)

第16条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- 一 本規約の変更
- 二 役員を選任および解任
- 三 事業計画および収支予算
- 四 事業報告および収支決算
- 五 会費の額
- 六 その他の重要事項

(総会の議決方法)

第17条 総会は、部会員の過半数の出席により成立し、議事は出席部会員の過半数をもって決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第18条 役員会は、必要の都度開催する。なお、部会長が必要と認めたときは、第22条に定める専門委員会の委員を役員会に招集することができる。

(役員会の議決事項)

第19条 次の事項は役員会の議決を経なければならない。

- 一 会務の執行に関する事項
- 二 総会の招集並びに総会に提出する議案に関する事項
- 三 総会で委任された事項
- 四 本会関係の諸規則の制定及び変更に関する事項
- 五 専門委員会の議決事項

(役員会の議決方法)

第20条 役員会は、役員の過半数の出席によって成立し、議事はその過半数をもって決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(全体会議および正副部会長会)

第21条 全体会議および正副部会長会は、必要に応じて随時開催する。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第22条 本会の事業の円滑な運営を図るため、本会内に次の専門委員会をおくことができる。

業務委員会

2. 本会の事業の円滑な運営を図るために必要と認められるときは、役員会の議決を得た上で、前項以外の専門委員会をおくことができる。
3. 各専門委員会の委員と委員長の選任および解任については、役員会において決するものとする。ただし、役員と定めた専門委員会の委員長は、第16条により選任および解任を行う。
4. 各専門委員会に関する事項については、各専門委員会において決するものとする。ただし、役員会の議決を経た上で定めることを妨げない。

第6章 事務局

(事務局)

第23条 本会は、一般社団法人東京都トラック協会本部に事務局をおく。

第7章 事業年度

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、一般社団法人東京都トラック協会の事業年度と同一とする。